

# 預金者保護法の本来的適用対象外の被害を取り巻く 現状について

大阪弁護士会 民暴委員会委員  
玉田法律事務所  
弁護士 玉田欽也

- 1 特殊詐欺による被害は、日本においても社会的な問題とされており、高齢者がキャッシュカードを詐取されるなどし、預金を引き出される事例が多発している。大阪においても特殊詐欺の事例は、平成28年をピークにやや減少傾向にあるものの、依然高い水準にあり、令和2年の大阪府下の特殊詐欺認知件数は、約1100件、被害額は約22億円に上る。
- 2 これまで銀行業界においては、偽造・盗難キャッシュカード、盗難通帳やインターネットバンキングによる不正な預金払い戻しによる被害が銀行業の信頼を揺るがしかねないことから、業界を上げて対応に取り組んでおり、平成18年2月には、『偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律（預金者保護法）』が施行された。
- 3 もっとも、特殊詐欺による被害は、主な被害態様が、預金通帳やキャッシュカードの「詐取（本来的所有者の意思による所持の移転）」によるものであり、本来的所有者の意思に基づかない所持の移転を特徴とする「盗難」とは被害態様を異にすることから、強盗や、すり替え事例でもない限り、預金保護法上、保護の対象とされる『盗難等による被害』には原則として該当しないと解釈されてきた。  
もっとも詐欺による被害であっても、偽造・盗難による被害と同様、被害救済の必要性は変わらない。実際、特殊詐欺による被害は、高齢者で判断能力が十分でない方が詐欺の主なターゲットとされており、高齢化が進む日本において、依然特殊詐欺被害が高い水準にある実態を踏まえても、詐欺被害

についても救済する必要性は高く、自主ルールを設けることで救済範囲を広げようとする動きを見せている銀行もある。よって被害者は諦めず銀行や専門家に相談することが肝心である。

なお、預金保護法による被害補償の範囲は、金融機関に被害を通知してから遡って30日までとされており、被害に気付いた後は、速やかに取引金融機関にその通知をすべきである。さらに預金者保護法の本来的適用対象外の被害が救済されるかは現状金融機関次第ということもあり、カードの紛失が発覚した場合にそれが盗難によるものか否かはっきりしない場合にはとらず「盗難届」を最寄りの警察署に届け出ておくべきである。

- 最後に、近時急増傾向にあるインターネットバンキングによる不正被害については、預金者保護法とは別に銀行業界の申し合わせによる救済対応がされているにとどまり、救済要件が明確にされていない課題がある。また上記詐欺被害についても各銀行の自主ルールによる救済では、同じ態様の被害であっても、救済の有無だけでなく救済の範囲についても差異が出る恐れがあり、結果として公平を欠く懸念がある。

よって、インターネットバンキングによる不正被害への救済、また預金者保護法の適用範囲か否か疑義があるような事例については、立法対応により、公平な被害救済を可能にする措置が取られることが望ましい。

以上

\*本内容における意見に関する部分は、執筆者個人によるものです。

\*禁転載